

社会福祉法人敬愛会利用者負担減額制度の取り扱いについて

1 制度の趣旨

敬愛会のサービスを利用する上で生計が困難である利用者について社会的な役割のある敬愛会がその利用者のサービス負担の一部を軽減します。

2 対象サービス

「グループホームさらい」「小規模多機能ホームなごみ」

3 実施方法

- ① 減額を希望する利用者は那須烏山市に「介護保険負担限度額認定」の申請を行い認定証の交付を受け認定書を添付の上「社会福祉法人敬愛会利用者負担軽減申請書」（別紙様式第1号）の提出を行ってください。
- ② 軽減を行う敬愛会は利用者が提示する申請書及び決定通知書（別紙様式第2号）に基づき軽減を行います。
- ③ 軽減を行う敬愛会は減額認定を行う上で必要な証明等の添付を依頼することがあります。
- ④

4 対象者

那須烏山市民税非課税であって以下のすべてを満たす必要があります。

- ・世帯全員（世帯を分離している配偶者も含む。）が市町村民税を課税されておらず合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
- ・介護保険料を滞納していない方
- ・敬愛会のサービス料金を滞納していない方
- ・国が定める施設利用時の食費、居住費を補填する補足給付の対象外となっていない方
- ・その他の負担軽減を一切受けていない方

5 軽減の程度

負担の種類	那須烏山市認定証による階層区分	1日の負担額
食費	第1段階	300円
	第2段階	390円
滞在費	第1段階	820円
	第2段階	820円

※申請をご希望の方は利用するグループホームさらいまたは小規模多機能ホームなごみのセンター長にご相談ください。手続きの詳細や申請方法についてご説明いたします。

グループホームさらい ☎0287（83）8215

小規模多機能ホームなごみ ☎0287（84）3476